

基礎構造性能評価申請要領

建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)に掲げる表三の各項

—基礎構造性能評価委員会—

一般財団法人 日本建築総合試験所
評価判定センター 性能評定課

| | 頁 |
|------------------------------|----|
| § 1. 基礎構造性能評価申請要領 | 1 |
| 1. 性能評価の対象 | 1 |
| 2. 性能評価対象の分類について | 1 |
| 3. 評価基準について | 1 |
| 4. 性能評価の手順 | 1 |
| 1) 事前打合せ | 1 |
| 2) 申請 | 2 |
| 3) 事前図書提出 | 2 |
| 4) 性能評価委員会（受付時） | 2 |
| 5) 手数料の納付 | 2 |
| 6) 部会 | 2 |
| 7) 立会試験について | 3 |
| 8) 性能評価委員会（報告時） | 3 |
| 9) 性能評価書の交付 | 4 |
| 10) 大臣認定申請について | 4 |
| 11) 最終版図書のまとめ | 4 |
| 12) 施工指針の内容に関する変更が生じた場合の報告義務 | 4 |
| 5. 申請取り下げについて | 4 |
| 6. 業務期日について | 4 |
| 7. 性能評価手数料について | 5 |
| 8. 性能評価案件の公表 | 5 |
| 9. 問い合わせ先 | 5 |
| § 2 基礎構造性能評価委員会 申請図書作成要領 | 7 |
| 1. 性能評価用提出図書の作成について | 7 |
| 1.1 「性能評価用提出図書」の体裁について | 7 |
| 1.2 「性能評価用提出図書」の目次及び構成について | 7 |
| 2. 性能評価経過報告書の作成要領について | 10 |
| 3. 性能評価書の作成要領について | 11 |
| 3.1 性能評価書の構成 | 11 |
| 3.2 別添の作成要領について | 11 |
| 3.3 別表の作成要領について | 12 |
| 3.4 性能評価書の提出について | 13 |
| 4. 最終版図書（認定申請図書）について | 13 |
| 4.1 最終版図書の内容 | 13 |
| 4.2 最終版図書の提出 | 13 |
| 別紙 1 基礎構造性能評価に伴う事務手続きのフロー | 6 |
| 別紙 2 性能評価申請書 | 14 |
| 別紙 3 技術資料等の必要部数一覧 | 15 |
| 別紙 4 性能評価経過報告書 | 16 |

§1 基礎構造性能評価申請要領

1. 性能評価の対象

本性能評価は、一般財団法人 日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が行う建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号ロ（2）に掲げる表三の各項の認定に係る性能評価のうち、基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める地盤の許容支持力の評価を対象とします。

同項の規定に基づき、当該認定に係る建築物について確認申請書に添える図書から除くものとして、同項の表三の各項の（ろ）欄に掲げる基礎・地盤説明書のうち、平成13年度国土交通省告示第1113号第6第一号に規定される、基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める長期並びに短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力として同号の表中に掲げる式の α 、 β 及び γ の数値を定める部分を対象とします。

2. 性能評価対象の分類について

1) 工法による分類

施工の方法が異なる場合は、それぞれ別案件として扱います。

2) 基礎ぐいの先端地盤種別による分類

適用する基礎ぐいの先端地盤種別が異なる場合は、それぞれ別案件として扱います。

3) 工事施工者及び管理者による分類

同一工法で工事施工者及び管理者が異なる場合は、それぞれ別案件として扱います。

4) α 、 β 及び γ による分類

α 、 β 及び γ の各種（又は各値を規定する式）が異なる場合は、それぞれ別案件として扱います。

3. 評価基準について

性能評価を伴う際の評価基準は、本法人が制定して国土交通大臣より認可を得た、「建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号ロ（2）に掲げる表三の各項の認定に係る性能評価業務方法書（基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める地盤の許容支持力）」の第3条 評価方法（2）評定基準によります。

4. 性能評価の手順（基礎構造性能評価に伴う事務手続きのフロー参照）

別紙1

1) 事前打合せ

性能評価の対象となる地盤の許容支持力の申込について、担当職員と事前に打合せを行って下さい。性能評価対象の確認後、本法人所定の性能評価申請書に申請事項を記載していただき、平成13年国土交通省告示第1113号に規定された技術的基準が満たされていることを示す技術図書を準備して下さい。

2) 申 請

申請は性能評価委員会が開かれる3週間前までに、下記の書類1部（A4サイズ）を提出して下さい。申請に際しては、性能評価業務約款をよくお読み下さい。

①性能評価申請書

別紙2

②申請概要書

3) 事前図書提出

性能評価委員会が開かれる1週間前までに「性能評価用提出図書」を原則1部提出して下さい。事前の内容確認用として使用します。

4) 性能評価委員会（受付時）

性能評価委員会は性能評価（新規）案件の申請受付並びに評価を行います。下記委員会資料（電子データ）を性能評価委員会開催日の前週金曜日午後4時までに提出して下さい。また、②については、印刷資料（2部）についても提出下さい。

別紙3

①委員会での説明資料

（工法概要等を簡単にまとめたプレゼンテーション用、ファイル形式はPDFまたはPPT）

②性能評価用提出図書（印刷資料+各章ごとにPDF化した電子データ）

申請者の方は、初回の性能評価委員会に出席して、性能評価申請案件の概要説明を行って下さい。概要説明には原則として、Zoomの画面共有を用いてWeb形式で説明いただきます。

受付「可」の場合は、後日担当委員と部会開催日時をお知らせします。

受付「否」の場合は、その旨を連絡し、後日「性能評価申請受付ができない旨の通知書」を発行します。

5) 手数料の納付

性能評価手数料については、受付後、請求書を送付いたしますので記載する期日までに指定の銀行までお振り込み下さい。手数料が振り込まれていない場合、性能評価書を発行できません。

受付後は、性能評価の途中で申請を取り下げられても手数料は返却いたしません。

6) 部 会

部会では、申請者による性能評価案件の具体的な説明に基づき詳細な検討が行われます。受付委員会あるいは前回部会時より追加または内容を変更した技術資料及び

性能評価経過報告書のPDFデータを、原則として部会開催予定日の2営業日前までに事務局（性能評定課）へメール等の電子でご提出下さい。また、対面形式の場合は部会当日に上記技術資料及び性能評価経過報告書の印刷資料を2部ご用意下さい。

（追加または変更箇所については、色字や枠囲い等でその旨が分かるようにご記載下さい）

なお、性能評価経過報告書については、内容の確認のため、部会前日までに事務局宛にメールで送信して下さい。

別紙 4

7) 立会試験について

第1回の部会（又はそれ以降の部会）の際に、申請者、担当評価員及び担当職員との協議の上、立会いの要否及び立会試験を実施する場合は、その試験内容の確認と実施日時、立会いスケジュール等を決めさせていただきます。

そのため、立会いの可能な日をあらかじめ確認していただくと共に、立会いスケジュール（案）と立会試験計画書（案）をご用意下さい（これらは特に書式・様式等は定めておりません。また、立会試験を複数行う場合は、できれば同一日時・同一現場でご計画いただきますようお願いいたします。）。

なお、載荷試験における立会いについては、原則として、くい先端沈下量が0.1Dに達する予定の加力サイクルについて立会いを行い、載荷試験の状況、最大荷重及び α 値について確認を行います。

8) 性能評価委員会（報告時）

部会での審議が終了すると、担当委員が資料に基づき、性能評価委員会において報告を行いますので、下記資料の電子データ（各章ごとにPDF化したもの）を委員会前週金曜日の午後4時までに事務局（性能評定課）へメール等の電子で提出して下さい。なお、詳細は§2を参照して下さい。

①別添

②別表、付属資料（Ⅲ～Ⅵ章（後述 申請図書作成要領参照））

③追加検討資料

④性能評価経過報告書

別紙 4

⑤その他（追加資料、正誤表等）

担当委員の報告及び、性能評価委員会での審議を基に「適合」「適合（確認事項有り）」「保留」「不適合」の判定を行います。

「適合」……………審査終了

「適合（確認事項有り）」……軽微な修正・追加検討・確認等を行った後、審査終了

「保留」……………再度部会にて継続審査を行う

「不適合」……………審査を継続することが困難であるため、

審査打切り

なお、「保留」の場合は、再度部会にて審議を継続します。

9) 性能評価書の交付

性能評価委員会において審議終了後、結果を事務局より連絡します。「適合」の場合は、性能評価書（案）作成用（本法人内稟議用）として、別添・別表を含む技術資料を1部提出して下さい（詳細は申請図書作成要領によります）。その後1～2週間以内に性能評価書を発行いたします。

なお、ここで発行するのは性能評価書の鑑（カガミ）です。別添、別表と合わせてひとそろいの“性能評価書”となります。

10) 大臣認定申請について

申請代行をご希望である場合：

性能評価が終了後に大臣認定申請日の予約調整や申請用図書等についての案内をさせていただきます。

申請代行をご希望でない場合：

性能評価が終了後に大臣認定申請を行ってください。申請用図書については別途、案内いたします。

11) 最終版図書のまとめ

電子データ ……メールまたはBoxでご提出下さい。

（申請代行をご希望である場合）

印刷資料：1部……Ⅲ章～Ⅵ章、追加検討資料等を大臣認定申請予定日の前営業日の午前中までにご提出下さい。また、Ⅴ章については Word または Excel 等の生電子データもメール等の電子でご提出下さい。

12) 施工指針の内容に関する変更が生じた場合の報告義務

性能評価取得後または大臣認定取得後に、施工指針の内容に関する変更が生じた場合は、直ちに本法人にその内容を報告し、変更に関する審議を受けて下さい。

5. 申請取り下げについて

申請者の都合により、審査途中で申請を取り下げる場合は、申請取り下げ理由を明記した「申請等取り下げ届」を提出して下さい。

6. 業務期日について

業務期日は、性能評価委員会（受付時）から性能評価書発行までの期間とし、その期間は原則6ヶ月とします。業務期日を過ぎますと審査打ち切りとなり、再申請が必要となる場合があります。

7. 性能評価手数料について

性能評価の手料は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 11 条の 2 の 3 第 3 項第 4 号によります。性能評価申請受付後、請求書を送付しますので、請求書に記載する期日までに指定の銀行までお振込み下さい。

8. 性能評価案件の公表

性能評価された案件で申請者の承諾のあるものについては、性能評価を受けた案件名、性能評価番号、性能評価年月日等を法人の機関誌等で公表します。

9. 問い合わせ先

本要領、性能評価委員会の開催日時等に関する問合せについては、以下までお願いします。

一般財団法人 日本建築総合試験所 評価判定センター 性能評定課
〒540-0026 大阪市中央区本町 2 丁目 4 番 7 号 大阪 U2 ビル 5 階
TEL : 06-6966-7600
E-mail : seinou@gbrc.or.jp

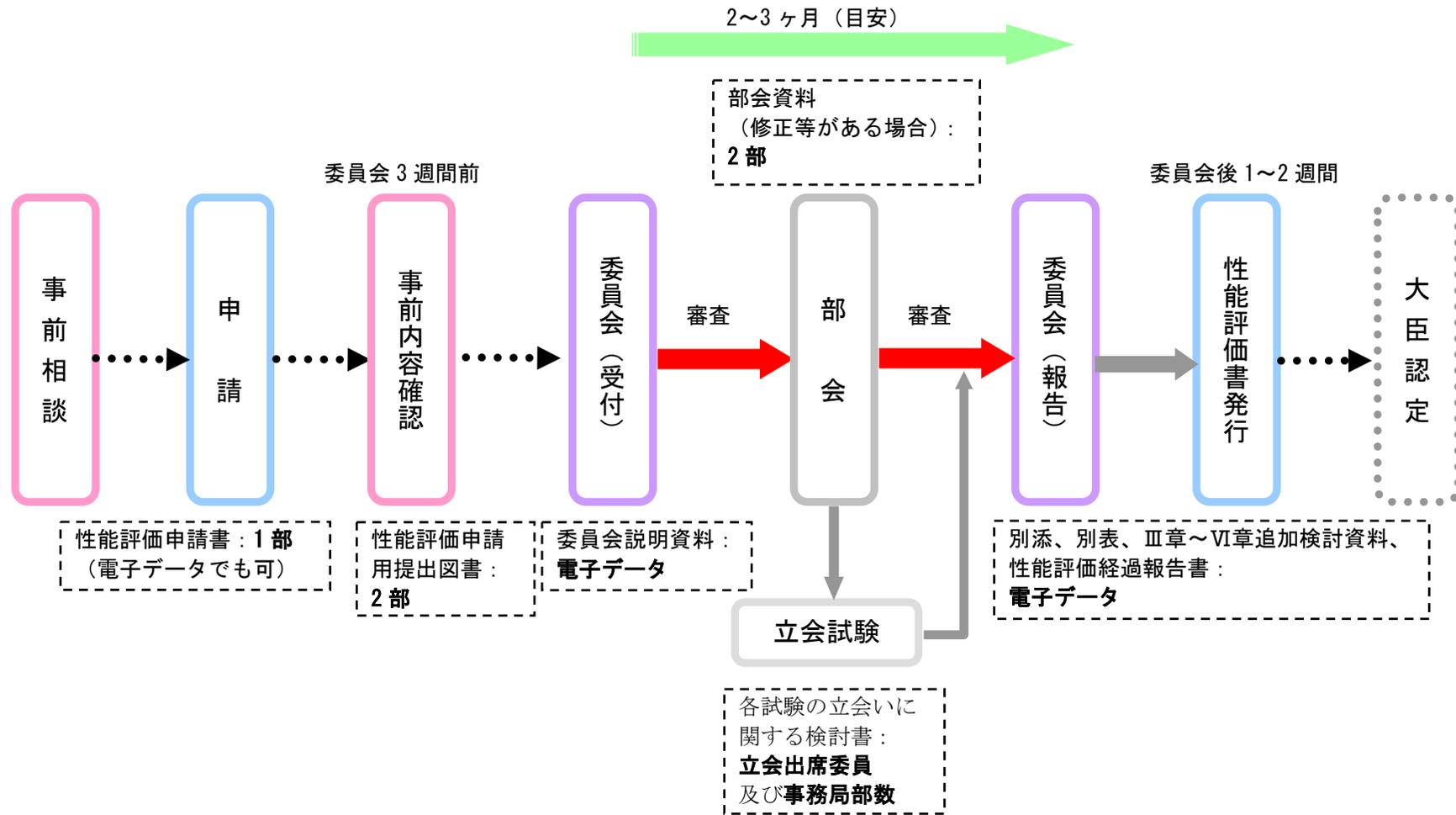
【性能評価手数料】

適用する建築物の規模に関わらず、1,840,000 円（消費税等は非課税）
※上記手数料とは別に、大臣認定申請の手続きを代理申請で行う際、代理申請費用 11,000 円及び国土交通省への申請手数料（収入印紙代）20,000 円（合計 31,000 円）が必要となります。

なお、上記手数料は 1 申請につき必要な金額です。

（例）適用する基礎ぐいの先端地盤種別が砂質地盤（礫質地盤）および粘土質地盤の 2 種、申請者数が 2 社である場合、申請数は 4 となります。（先端地盤種別 2 種×2 申請者）

基礎構造性能評価に伴う事務手続きのフロー



§2 基礎構造性能評価委員会 申請図書作成要領

申請時の委員会及び報告時の委員会に提出する資料については、下記による紙での出力資料のほかに、それらの電子データ（各章ごとにPDF ファイルを作成）についても提出下さい。

1. 性能評価用提出図書の作成について

1.1 「性能評価用提出図書」の体裁について

- (1) A4 版見開き製本として頂き、1冊にまとめたものとして下さい。なお、複数の先端地盤種別を同時に申請される場合、あるいは共同開発工法のように複数社で同一工法を同時申請される場合は、これらを1冊にまとめていただいても構いません。

（図面等でA3版になるものは折り込んで下さい。）

なお、最初のページに性能評価申請書の写しを一部綴じこんで下さい。

- (2) 表紙及び背表紙には下記の事項を記入して下さい。

- ①件名（工法名称）
- ②申請年月日（受付委員会の日付）
- ③申請者名（会社名）

1.2 「性能評価用提出図書」の目次及び構成について

該当する工法に応じて下記に示す目次及び構成を基本として下さい。なお、該当しない項目については、この限りではありません。また、委員会（受付）に提出する資料について、IV章は試験の概要や結果を簡潔にまとめ、個々の載荷試験や施工試験の詳細についてはVI章としてまとめて下さい。

(1)「埋込みぐい工法」又はこれに類する工法の場合（埋込みぐい、節ぐい）

| 性能評価用提出図書の目次及び構成 | |
|--|---|
| <p>◇目次 ◇性能評価申請書（写し） ◇別表</p> <p>I. 性能評価事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地盤の許容支持力 2. 適用する地盤の種類 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 基礎ぐいの先端付近の地盤の種類 2.2 基礎ぐいの周囲の地盤の種類 3. 最大施工深さ 4. 適用する建築物の規模 5. 基礎ぐいの種類 <ol style="list-style-type: none"> 5.1 基礎ぐいの形状、寸法 5.2 基礎ぐいの構造 6. 工事施工者及び管理者 <p>II. 工法の説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工法の概要 2. 施工方法 3. 施工における確認事項 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 試験ぐい 3.2 本ぐい打ち止め管理 3.3 ぐいの鉛直精度 3.4 施工管理体制 3.5 施工記録 <p>III. 施工指針</p> <p>工法の施工内容に合わせた施工指針を添付して下さい。詳細は別途示す要領によります。</p> <p>（I、II章までが別添の内容となります。）</p> | <p>IV. 各種試験報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 試験の概要 <ol style="list-style-type: none"> 1.1 試験場所 1.2 試験日程 1.3 地盤の概要 1.4 土質試験結果 1.5 試験ぐいの概要 1.6 試験・調査項目 2. 鉛直載荷試験 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 試験装置の概要 2.2 試験ぐいの施工記録 2.3 載荷試験結果の数値表 2.4 載荷試験結果の曲線図 2.5 試験結果の考察 2.6 まとめ 3. 施工試験 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 掘削機械・設備の概要 3.2 各種溶液の調合・注入量管理 3.3 各種深度の確認状況 3.4 ぐいの設置状況 3.5 継手の施工状況 3.6 まとめ 4. 掘出し調査及びコア等の圧縮試験 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 調査ぐいの施工記録 4.2 掘出し方法 4.3 掘出しぐいの形状・寸法・出来ばえ 4.4 コア等の圧縮試験結果 4.5 まとめ <p>V. α、β、及びγの数値の設定方法説明書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. αの設定 <ol style="list-style-type: none"> 1.1 αの設定に使用したデータの一覧 1.2 \bar{N}算定対象範囲の設定 1.3 αの設定方法 2. βの設定 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 βの設定に使用したデータの一覧 2.2 βの設定方法 3. γの設定 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 γの設定に使用したデータの一覧 3.2 γの設定方法 <p>VI. 資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (詳細) 試験資料 2. 立会載荷試験報告書 3. 立会施工試験報告書 |

(2) 「回転貫入ぐい工法」又はこれに類する工法の場合

| 性能評価用提出図書の目次及び構成 | |
|---|--|
| <p>◇目次 ◇性能評価申請書（写し） ◇別表</p> <p>I. 性能評価事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地盤の許容支持力 2. 適用する地盤の種類 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 基礎ぐいの先端付近の地盤の種類 2.2 基礎ぐいの周囲の地盤の種類 3. 最大施工深さ 4. 適用する建築物の規模 5. 基礎ぐいの種類 <ol style="list-style-type: none"> 5.1 基礎ぐいの形状寸法 5.2 基礎ぐいの構造 6. 工事施工者及び管理者 <p>II. 工法の説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工法の概要 2. 施工方法 3. 施工における確認事項 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 試験ぐい 3.2 本ぐい打ち止め管理 3.3 ぐいの鉛直精度 3.4 施工管理体制 3.5 施工記録 <p>III. 施工指針</p> <p>工法の施工内容に合わせた施工指針を添付して下さい。詳細は別途示す要領によります。</p> <p>(I、II章までが別添の内容となります。)</p> | <p>IV. 各種試験報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 試験の概要 <ol style="list-style-type: none"> 1.1 試験場所 1.2 試験日程 1.3 地盤の概要 1.4 土質試験結果 1.5 試験ぐいの概要 1.6 試験・調査項目 2. 鉛直載荷試験 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 試験装置の概要 2.2 試験ぐいの施工記録 2.3 載荷試験結果の数値表 2.4 載荷試験結果の曲線図 2.5 試験結果の考察 2.6 まとめ 3. 施工試験 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 施工機械・設備の概要 3.2 貫入深度・回転トルク値の確認状況 3.3 ぐいの設置状況 3.4 継手の施工状況 3.5 打ち止め管理状況 3.6 まとめ 4. 掘出し調査 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 調査ぐいの施工記録 4.2 掘出し方法 4.3 ぐい先端部の健全性 4.4 まとめ <p>V. α、β、及びγの数値の設定方法説明書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. αの設定 <ol style="list-style-type: none"> 1.1 αの設定に使用したデータの一覧 1.2 \bar{N}算定対象範囲の設定 1.3 αの設定方法 2. βの設定 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 βの設定に使用したデータの一覧 2.2 βの設定方法 3. γの設定 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 γの設定に使用したデータの一覧 3.2 γの設定方法 <p>VI. 資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (詳細) 試験資料 2. 立会載荷試験報告書 3. 立会施工試験報告書 |

2. 性能評価経過報告書の作成要領について

委員会及び部会の性能評価経過報告書（議事録）については、下記に従って下さい。**別紙4**

①日時の記載

- ・年月日：例) 2017年6月20日
- ・開始時間－終了時間：14：00－17：00

②場所の記載

- ・具体的な場所の明示：例) 日本建築総合試験所 大阪事務所 6階会議室

③件名

- ・性能評価申請書と同じ名称を記載して下さい。ただし、複数の先端地盤種別を同時に申請される場合などで、性能評価用提出図書を1冊にまとめている場合は、表題に用いた工法名を記載して下さい。

④委員会名

- ・委員会の場合は、「**基礎構造性能評価委員会**」「~~第一回部会~~」とし、部会の場合は、「~~基礎構造性能評価委員会~~」「**第〇回部会**」（〇には部会の回数を記載）として下さい。

⑤出席者

- ・出席者は全員記載して下さい。
- ・本委員会：委員長、委員及び事務局の記載
申請者については、出席者全員の名前及び所属を記載
委員会時の座席表の添付
- ・部 会：委員名、申請者及び事務局の記載（名称及び所属の記載）

⑥指摘及び検討事項

- ・指摘は具体的にかつ的確に記述して下さい。
- ・文章はです・ます調で丁寧に記述して下さい。
- ・指摘には連番をつけて下さい。
- ・大項目でまとめる場合は表題を明記し、具体的項目に番号を付けて下さい。

⑦回答及び処置

- ・原則として委員会当時の回答を記述し、部会後の対応がある場合はその旨が分かるように処置した内容を簡潔に記述して下さい。※後述する記載例を参照
- ・番号は不要です。
- ・行位置を対応する質疑と揃えて下さい。

⑧資料：参照資料の資料名やページ数を記入して下さい。

- ・追加検討資料：委員会及び部会で指摘のあった事項について検討した場合の資料
例) 追加検討資料-1
- ・追加資料：委員会及び部会で取り扱ったもののうち、参考文献やパンフレットなどの参考資料
例) 追加資料-2

- ・正誤表：提出した構造概要書の文言の誤りの修正、わかり難い表現などの訂正、表・図面の修正等の表。修正の経過が分かるよう、訂正前、訂正後を対比させる表形式として下さい。図面に関するものは、性能に大きく関連する場合は添付して下さい。

⑨その他

- ・文章は丁寧に説明してください。質問のテーマ・主旨がわかるように記述して下さい。
- ・各項目の最後の文節のあとを1行程度空けて、見やすくして下さい。
- ・最後は「以上」で締めくくるようにして下さい。

3. 性能評価書の作成要領について

3.1 性能評価書の構成

性能評価書は、下記の1)～4)で構成されています。

報告委員会の終了後、項目2)～4)の最終版データを、法人内稟議のためご提出願います。

- 1) 性能評価書：当試験所発行のもの
- 2) 別添
- 3) 別表
- 4) 資料：基礎委員会提出図書のⅢ章～Ⅵ章（立会試験報告書を含む）、追加検討資料及び性能評価経過報告書など

3.2 別添の作成要領について

- ・別添は、(1) 地盤の許容支持力及び適用範囲、(2) 工法概要（参考資料）で構成されます。
- ・ページ打ちは、以上の2つを通しページにて、
別添-1, 別添-2, 別添-3, …
として下さい。
- ・用紙サイズはA4版として下さい。
- ・書き方は別途示す要領によります。

3.3 別表の作成要領について

別表は、以下に示す書式にて、評価項目に対して検討した内容を検討結果欄に記載のうえ作成して下さい。書き方は、別途示す要領によります。

なお、ページ番号は別表-1, 別表-2, 別表-3, …として下さい。

(別表)

建築基準法施行令規則第1条の3第1項本文の認定に係る性能評価の内容

(基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める地盤の許容支持力(〇〇〇〇〇)※1)

| 評価項目 | 評価内容 |
|--|-----------------------------|
| I. 適用範囲の適正さについて 業務方法書の別紙※2の§2のIの【判定基準】の全文を記載して下さい。 | 左欄の評価項目に対する検討内容について記載して下さい。 |
| II. 地盤の許容支持力の適正さについて 業務方法書の別紙※2の§2のIIの【判定基準】の全文を記載して下さい。 | 左欄の評価項目に対する検討内容について記載して下さい。 |
| III. 施工の方法が適切に定められているかについて 業務方法書の別紙※2の§2のIIIの【判定基準】の全文を記載して下さい。 | 左欄の評価項目に対する検討内容について記載して下さい。 |
| IV. 載荷試験及び施工試験等の実施方法 業務方法書の別紙※2の§3の1及び2の全文を記載して下さい。 | 左欄の評価項目に対する検討内容について記載して下さい。 |

別表-1

※1: 業務方法書の別紙1に該当する工法の場合は、(基礎ぐいの支持力)、業務方法書の別紙2に該当する工法の場合は、(節ぐいを用いた埋込みぐい工法)、業務方法書の別紙3に該当する工法の場合は、(回転貫入ぐい工法)と記載して下さい。詳細は別途示す要領を参照して下さい。

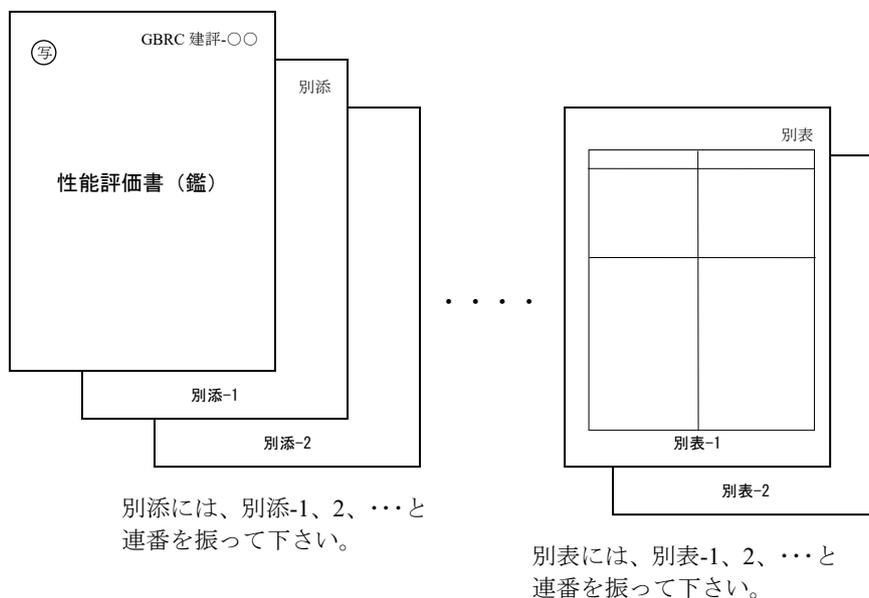
※2: 業務方法書の別紙1に該当する工法の場合は「別紙1」、業務方法書の別紙2に該当する工法の場合は「別紙2」、業務方法書の別紙3に該当する工法の場合は、「別紙3」となります。

3.4. 性能評価書(うち、別添及び別表)の提出について

性能評価書は鑑(カガミ)、別添、別表で構成されています。性能評価書発行後速やかに提出をお願いします。

- ・鑑は、審査終了後に法人が作成します。
- ・別添、別表は申請者で作成をお願いします。
- ・鑑の正本は、大臣認定申請時に国土交通省に提出します。それ以外の用途に使う場合は、正本と同時にお渡しする「写し」をコピーして使用して下さい。

- ・以下の項目について、電子データをご提出下さい。
 - 1) 性能評価書（鑑）※申請者ではなく、当法人が作成
 - 2) 別添
 - 3) 別表



4. 最終版図書（認定申請図書）について

4.1 最終版図書の内容

- ・最終版図書とは、委員会及び部会でご提出頂いた説明用図書について、指摘された事項等の変更、修正、差し替え等を行った最終の図書です。
- ・資料の構成は、別途示す要領を参照して下さい。

4.2 最終版図書の提出

最終版図書の提出については、電子データ化（ファイル形式はPDF形式）したものの提出をお願いいたします。

申請書は申請者および申請地盤ごとに必要です。

年 月 日

性能評価申請書

一般財団法人日本建築総合試験所 理事長 様

申請にあたっては、一般財団法人日本建築総合試験所「性能評価申請書」を提出し、また、本申請書および提出図書に記載した事項は、事実と相違ありません。

性能評価書が発行される際にこの申請者名で発行となりますので、住所・役職名・代表者名等お間違いのないように記載をお願いします。

| | | | |
|---------------|--|---|----------------------------|
| 申請者 | ふりがな | | |
| | 会社名等 | | |
| | 代表者役職名 | | |
| | 代表者氏名 | | |
| | 所在地 | | |
| | <input type="checkbox"/> 申請者は、下記連絡担当者が本申請に関する ※ 本欄にチェックが無い場合は、申請者本人が本申請を行います。 | | 申請者に代わり代理人が申請を行う場合のみ記載下さい。 |
| 連絡担当者 | 会社名等 | | |
| | 部署・職位 | | |
| | 氏名 | | |
| | 住所 | 〒 | |
| | TEL/FAX | / | |
| | E-Mail | | |
| 該当条文 | 施行規則 第1条の3 第1項第一号ロ (2) | 工事の種類 | |
| 評価性能 | 基礎ぐいの許容支持力を定める際に求め | 工法名の他に、先端地盤種別も分かるように記載してください。 | |
| 構造方法等の名称 (件名) | | 例) ○○○工法 (先端地盤：礫質地盤) | |
| 申請案件の特徴 | <input type="checkbox"/> 方針1 <input type="checkbox"/> 方針2 <input type="checkbox"/> 方針3 ※ いずれかに印 | | |
| | 支持力係数 | α = β = γ = | |
| その他必要事項 | ・ 回転貫入鋼管杭工法 ・ くい径 ***~***mm ・ 最大施工深さ ***m ※適用範囲のうち、くい径、長さ等を記載して下さい。 | | |
| | ・ 延べ面積 *** m ² 以下 | | |
| ふりがな | | 受付番号 | |
| 請求書宛名 | | - - | |
| 請求書送付先 | <input type="checkbox"/> 上記連絡担当者 <input type="checkbox"/> 下記送付先 | | 受付日 |
| | 会社名 | | / / |
| | 部署・職位 | | 手数料 |
| | 氏名 | | ¥ - |
| | 住所 | 〒 | 業務期日 |
| | TEL | | / / |
| E-Mail | | | |
| 請求書発行方法 | <input type="checkbox"/> 紙による請求書発行を希望 | | 員 録 編 |
| 機関誌「GBRC」への掲載 | <input type="checkbox"/> 掲載を承諾します | | |

技術資料等の必要部数一覧

| | | | | | | | |
|---|--------------------------|-----------------------------|--|---|--|---|--|
| 書類等 | 性能評価申請書 | 性能評価申請用提出図書 | 委員会説明用資料 (性能評価申請+性能評価申請用提出図書) | 性能評価経過報告書 追加検討書 立会試験計画書 (必要に応じて) 試験詳細資料 | (別添・別表) 基礎ぐいの申請概要 告示 1113 号 検討表 | 委員会説明用資料 (性能評価申請用提出図書) 追加検討書 性能評価経過報告書 | 最終版図書 (認定申請図書) |
| 書類の提出時期 (提出期限) | 評価申請時 (委員会開催 3週間前) | 評価申請時 (委員会開催 1週間前) | 委員会(受付時) (委員会開催前日 の午後4時まで) | 部会開催時 (電子データは部 会開催2営業日前 まで) | 委員会(報告時) (委員会開催前日 の午後4時まで) | 委員会(報告時) (委員会開催前日 の午後4時まで) | 委員会後、 大臣認定申請時 |
| 基礎構造 性能評価 委員会 (基礎ぐいの 許容支持力) | 1部または 電子データ | 電子データ | 印刷資料(2部) 電子データ (プレゼンテーシ ョン用資料及び技 術資料を含む) | 印刷資料(2部) +電子データ | 電子データ | 電子データ (プレゼンテーシ ョン用資料及び技術資料を 含む) | 電子データ ※代理申請をご希 望の場合、Ⅲ～Ⅵ 章、追加検討資料 の印刷資料が各1 部必要 |
| 備考 | ・別紙3参照 | ・事前の内容確認 認用として使 用します。 | ・§2参照 | ・別紙4参照 | ・§2参照 ・別表については別 に示す要領を参照 | ・§2および別紙4参照 | ・§2参照 |

性能評価経過報告書 (記入例)

| | | | | | | |
|--|--|-------------|--|-----|-----|---|
| 日時 | 2017年6月20日 14:00 ~ 15:00 | 場所 | 日本建築総合試験所 大阪事務所 6F 会議室 C | 出席者 | 委員 | 〇〇委員長 〇〇委員, 〇〇委員, 〇〇委員 〇〇 (事務局) |
| 件名 | 〇〇〇工法 | 基礎構造性能評価委員会 | 事務局 | | 申請者 | (株)〇〇〇 〇〇, 〇〇, 〇 〇〇(株) 〇〇, 〇〇, 〇〇 |
| 提出資料 技術資料 | 委員会あるいは部会時の回答は現在形、委員会あるいは部会後の回答は過去形で記載して下さい。 | | | | | |
| 指 摘 及 び 検 討 事 項 | | | 回 答 及 び 処 置 | | | 資 料 |
| <p>記述に当たっての注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑文には1. 2.・・・と連番を振って下さい。 ・デス・マス調で記述して下さい。 ・表現方法に関して、委員の言葉をそのまま書くのではなく、議事記録として適切な表現とし、また、議事録だけを見て論点が分かるように記述して下さい。 ・式や図、ページNo.については、それが何についての話題なのか分かるよう補足して下さい。 <p>文例1) 〇〇のはどういう意味か → (正) 〇〇の性能について説明して下さい。</p> <p>文例2) 式5.5.1は何の式か → (正) p.28の〇〇〇〇についての式5.5.1の出典は何ですか。</p> <p>例)</p> <p>11. 先端平均N値の採用区間はどのようにして決定したのですか。</p> <p>【第三章 施工指針】</p> <p>12. 杭先端根固め部の築造方法について、砂質土と粘性土で異なっているのは何故ですか。</p> <p>13. 杭周充填液に添加する遅延剤は、土質によってその効果が大きく異なります。施工管理はどのように行っていますか。</p> | | | <p>記述に当たっての注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答文は文頭に「・」をうって、各質疑に回答して下さい。 ・「はい、わかりました」「そのとおりです」といった記述は避けてください。 <p>「はい、わかりました」 → (正) どういう処置を取ったのか(記述の変更、検討の追加など)を記述する。</p> <p>「そのとおりです」 → (正) 具体的にどうなのか説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「検討します」「確認します」など内容に関して保留する場合は、どういう検討をするのか、場合によっては検討した結果、確認した結果について記述して下さい。 <p>回答例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・載荷試験の実測に基づいて決定をしていますが、次回部会にて資料を示し詳細を説明します。 ・砂質土の場合、杭先端根固め部は先端地盤と杭先端根固め液を混ぜて築造しても十分な強度が得られますが、粘性土の場合同様の方法では十分な強度が得られないため、根固め液と先端地盤を置換するという方法を採用しています。 ・現場から試料を採取して、室内配合試験を行い、その結果に従って、層ごとに管理を行っています。その旨を施工指針に追記します。 <p>追加検討番号や参照する技術資料の資料名とページ数を記載して下さい。</p> | | | <p>追加検討資料 1-1 p.1</p> <p>性能評価申請概要書 p.48</p> <p>性能評価申請概要書 p.53</p> |